

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

令和7年10月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託

(2) 事業の目的

世田谷区は、区の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」のため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線型経済）から資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環に向けた行動変容を促していくこととしている。

本事業は、様々な世代や属性に対して、時代に合った新たな効果的な手法により、2R行動の促進、2R活動の支援を講じることで、区民の行動変容を促し、不要となったものは循環させる知識や経験を創出・吸収する場、並びに区民の主体的な活動・交流の場を提供し、持続可能な社会の実現につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

清掃・リサイクル普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）2施設の管理及び運営

●各施設の事業内容

ア) エコプラザ用賀

- ・清掃・リサイクルに関する情報の発信
- ・リユース推進業務の運営（リユース品の有償譲渡に伴う売り払い額の収納事務を含む）
※契約終期（令和10年3月末）のリユース品の取り扱いについては、別途区と協議の上決定する。
- ・ごみ減量・リサイクルに関する企画・展示
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック、新聞、未使用食品等の回収事業）
- ・設置済みのボックス方式による古着の回収
- ・上記以外の普及啓発業務

イ) リサイクル千歳台

- ・ごみ減量・リサイクルに関する活動を行う団体・グループへの活動・交流の場の提供
- ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
- ・ごみ減量・リサイクルに関する企画・展示
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック、新聞、未使用食品等の回収事業）
- ・設置済みのボックス方式による古着の回収
- ・上記以外の普及啓発業務

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A. 履歴事項全部証明書

B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

D. 財務諸表（過去3年間）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。

(5) 「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

●事業者について

(1) 事業者の経営理念及びごみ減量・リサイクルに対する考え方

(2) 事業者の実績

(3) 法令遵守・個人情報保護についての考え方

(4) 緊急時における危機管理体制

●提案内容

(5) 本事業の実施体制について

(6) 普及啓発業務における企画について

(7) 区民の交流・活動における企画について

(8) リユースの推進業務について

(9) 広報業務について

●その他

(10) 将来的な課題解決に向けて民間事業者の自主的な創意工夫やアイデアを活用した事業の提案 (※以下①②について民間の創意工夫・アイデアを活用した具体的な事業を提案)

①更なるリユースの促進に向けた自主事業によるリユースの地域展開に関する提案。

②区の家庭ごみ組成分析調査から抽出される課題を踏まえたさらなるごみ減量に関する提案。

【課題・提案の具体例】

- ・一括査定申込サイトや配送サービス等と連携した粗大ごみのリユース拡充に関する提案。
- ・資源化可能な紙類(雑紙)・布類の分別促進に向けた普及啓発(啓発物、イベント、講座など)に関する提案。
- ・民間事業者が実施している自社製品の回収拠点に関する情報を効果的に区民へ周知し、地域における資源循環を推進する提案。
- ・食品ロス削減やフードドライブ拡充に向け各家庭で実践しやすい取組みの展開に関する提案。

(11) 見積り金額

※提案内容については、関係法令に準拠していることを前提条件とする。

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

〒156-0043 東京都世田谷区松原6丁目3番5号

世田谷区役所梅丘分庁舎2階

電話：03-6304-3253

(2) 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

①期間 令和7年10月29日(水)から11月11日(火)

②場所 ・区ホームページ(世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境)にて公開
・(1)に同じ

③方法 区ホームページからダウンロードまたは上記(1)の窓口で配布

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①期限 令和7年11月11日(火)

②場所 上記(1)に同じ

③方法 持参または郵送(締切日必着)

※持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送は、書留郵便に限る。

(4) 質問受付

①質問の提出期限 令和7年11月21日(金)午後5時まで

②質問の提出方法 募集内容について質問がある場合は、「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託プロポーザル 質問書兼回答書」(募集説明書に

添付)に質問事項を記入し、電子メールで受け付ける(電話による受付は行わない)。

- ③回答方法 令和7年11月27日(木)までに、招請を通知した全ての事業者
に電子メールで回答する。

(5) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

①期限 令和7年12月11日(木)

②場所 上記(1)に同じ

③方法 持参、郵送または、電子申請サービス(LoGo フォーム)または電子メール(締切日
必着)

※持参、郵送の場合、提案書(様式自由)については電子データも併せて送付すること。
その際はPDFファイルの形式で電子申請サービス(LoGo フォーム)または
電子メールにより送付すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送は、書留郵便に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約によ
り締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできな
い。

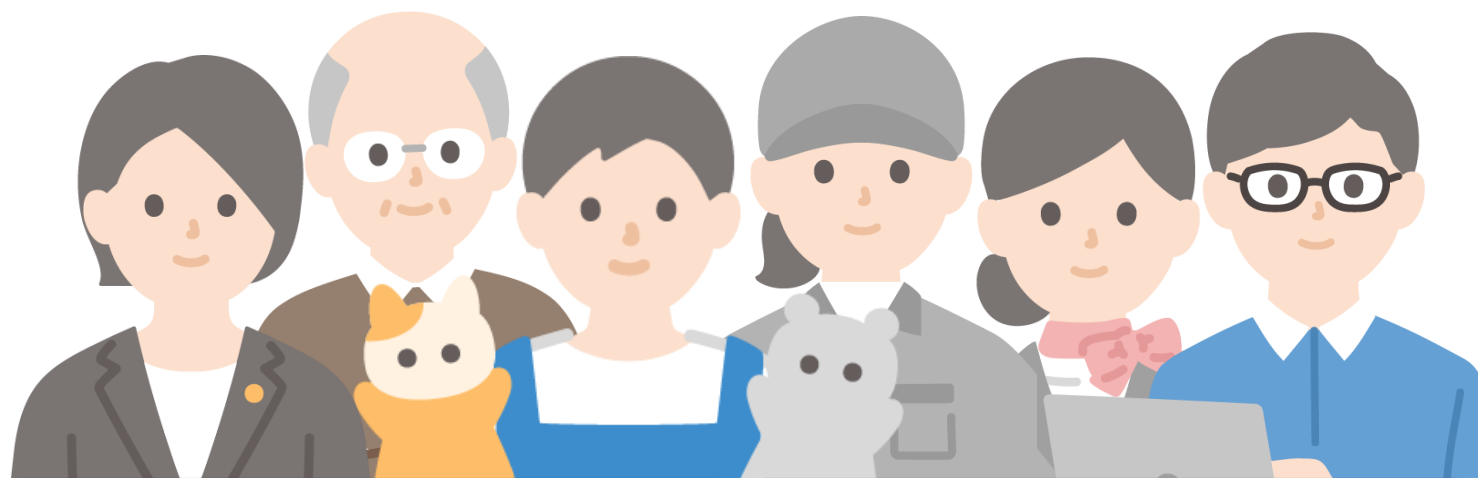
(7) 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定
した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 区との契約では予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定め
る労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。(記載されている金額等の情報
は公告日時点のものであり、契約時には最新の労働報酬下限額を適用すること。)

(9) その他の詳細は募集説明書による。

(10) 令和8年4月1日から本委託業務を円滑に開始するために、契約に向けた業務内容、その
他の条件、現受託者から業務引継等の協議を行う。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,177円	さ く 岩 工	4,208円	左 官	3,507円
普 通 作 業 員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配 管 工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	は つ り 工	3,199円
造 園 工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
と び 工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タ イ ル 工	2,880円
石 工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ 工	3,411円
ブ ロ ッ ク 工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋 根 ふ き 工	3,602円
電 工	3,464円	高 級 船 員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3,464円	普 通 船 員	3,273円	ガ ラ ス 工	3,358円
鉄 骨 工	3,145円	潜 水 士	5,302円	ダ ク ト 工	3,145円
塗 装 工	3,666円	潜 水 連 絡 員	3,879円	保 温 工	2,944円
溶 接 工	3,932円	潜 水 送 気 員	3,762円	設 備 機 械 工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山 林 砂 防 工	3,411円	交 通 誘 導 員 A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌 道 工	6,099円	交 通 誘 導 員 B	1,870円
潜 かん 工	3,932円	型 わ く 工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜 かん 世 話 役	4,707円	大 工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。